鳥羽エコツーリズム推進全体構想の概要

目的

鳥羽市では積極的にエコツアーに取り組んでおり、既に関係者、関係機関からなる「鳥羽市エコツーリズム推進協議会」を平成22年7月に設立し、平成23年3月に「鳥羽エコツーリズム宣言」をとりまとめ、「循環」や「連携」の仕組みを地域へ取り入れながらエコツーリズムを推進している。

今般、これらの取組をより効果的に進めエコツーリズムの推進を図るために、鳥羽市の魅力である豊かな自然や歴史、文化などの地域資源の保全を図りつつ、観光業をはじめとした各産業の持続と活性化を推進することを目的とし、「鳥羽エコツーリズム推進全体構想」を作成したもの。

エコツーリズム推進法との関係

- ○本全体構想は、法第5条第1項の規定により設置された「鳥羽エコツーリズム推進協議会」により、法第5条第3項の規定に基づき、作成されたもの。
- 〇また、本全体構想は、政府が定める「エコツーリズム推進基本方針」(平成20年6 月閣議決定)に 即して作成したもの。
- ○本全体構想を法第6条第1項の規定により、主務大臣の認定を申請するもの。

概要

■ エコツーリズムを推進する地域(法第5条第3項第1号関係)

鳥羽市全域を対象とする。鳥羽市は、伊勢志摩国立公園内に位置し、全域に自然観光資源等が存在している。また、本地域では海も重要な要素であるため、周辺の海域も含んでいる。

■ エコツーリズムの対象となる主たる自然観光資源の名称及び所在地(同項第2号関係)

法第2条第1項の自然観光資源の定義に即し「動植物の生息地又は生育地その他の自然環境に係るもの」「自然環境と密接な関係を有する風俗慣習その他の伝統的な生活文化に係るもの」に区分し、それぞれ主な自然観光資源を設定。

○主な自然観光資源

(自然環境に係るもの)

- 「ホンドリス」「テン」「サシバ」「ヒメウ」「スナメリ」などの動物
- 「ジングウツツジ」「丸山庫蔵寺のイスノキ樹叢」などの植物
- ・「カルスト地形、鍾乳洞」「リアス海岸、多島海」などの地形・地質等

(風俗習慣、伝統的な生活文化に係るもの)

- ・「しろんご祭り」「海女文化」など伝統文化
- ・「国崎熨斗鰒(くざきのしあわび)」「海産物問屋」などの伝統産業 等

■ エコツーリズムの実施の方法(同項第3号関係)

()ルール

エコツーリズムの推進のため、次の7点に対しルールを設定。

- ①観光旅行者や参加者への思いやり(安全、おもてなし等) ②自然環境や自然観 光資源への思いやり ③地域住民(生活環境)への思いやり ④史跡・伝統文化
- ⑤その他環境全般 ⑥ツアーの質 ⑦農林水産業や土地所有者等との連携・調和
- ○案内(ガイダンス)及びプログラム

環境教育の場として活用と普及啓発を図るため、案内(ガイダンス)及びプログラムの実施に当たっては4つの点に留意。

①ツアー実施者、観光関係者、地域住民の意識と理解を深める。②参加者が無理なく自然を楽しめるツアーを実施する。③ツアーを通じて参加者に考える機会を提供する。④環境負荷のより低いツアーに向けた取組を推進し、参加者の持続的な行動につなげる。

○モニタリング及び評価

ツアー実施者や参加者が行うモニタリング、有識者・専門家が行うモニタリングの2つを同時に運用し、鳥羽エコツーリズムやツアーのルールにも反映させる。 動植物や地形地質などモニタリングの対象を4つに区分し、それぞれのモニタリング方法、実施主体及び各主体の役割を設定。

モニタリング評価結果において対策が必要な事象については、次の3タイプに分け協議する。

- ①ツアーの実施方法や参加者の行動の改善により対処が可能なもの
- ②ツアー実施者同士の調整が必要なもの
- ③ツアーの実施者及び協議会では対応が困難なもの

■ 自然観光資源の保護及び育成のために講ずる措置(同項第4号関係)

- ○本地域の自然観光資源の多くは、自然公園法や他の関係法令等により現状において も保全が図られていると判断されるため、今回の構想の作成にあたって特定自然観 光資源の指定は行わない。
- ○ルールを関係者が守るよう協議会や専門家などの関係者から普及啓発や必要な取組 を進めることで、自然観光資源の価値が損なわれないよう保護及び育成を進める。
- ○モニタリングの結果に基づき、より一層の保護や育成などの対策が必要であれば、 専門家からの意見をふまえて協議会において対応を協議し、観光関係者の協力も得 て実施に向け調整を行う。
- 推進協議会に参加する者の名称又は氏名及びその役割分担(同項第5号関係)

鳥羽市、事業者、地域住民、NPO法人、エコツアーガイド、土地所有者等、その他エコツーリズムに関連する活動に参加する者並びに関係行政機関及び関係地方公共団体から構成。

■ その他エコツーリズムの推進に必要な事項(同項第6号関係)

○地域振興

地産品の活用、滞在日数増加、地域回游、リピーター育成に取り組む。

- ○地域の生活や習わしに対する配慮
 - ツアーが当該地域や周辺地域の生活や文化に悪影響を及ぼさないように配慮する。
- ○農林水産業や土地の所有者等の連携及び調和
 - ツアー実施者は使用する土地の所有者や権利関係について事前に調べておく。
- ○他の法令や計画等との関係及び整合性

現在、法令をはじめ、県、市の計画等のいずれもエコツーリズム推進の方向性と合 致している。

○環境教育の場としての活用と普及啓発

環境教育は、自然をはじめとする環境の保全に配慮した持続可能な社会を実現するために必要な教育。特にエコツーリズムは自然とのふれあいを通じ、自然や生命への理解を深めるとともに、それらの保全に対する配慮ができる心を育てる点において効果があげられると期待される。

○安全管理

ツアー実施者は、万が一の災害にも備え平時より対応できるよう準備等を進める。

○全体構想の見直し

第1回目の見直し作業は、策定後2年目中に実施し、3年目からは見直した構想に てエコツーリズムの推進に取組む。その後は毎年実施状況を点検し、5年ごとを目 途に構想全体の見直しを行う。